

平成 18 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	高 橋 誠
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	財 政 課 長	佐 藤 好 文
税 務 課 長	森 鉄 也	収 入 役 室 長	齋 藤 乃 里 子
市 民 課 長	木 内 利 雄	すくすく子育て支援課長	須 藤 金 悦
農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二	観 光 課 長	長 谷 山 良
建 設 課 長	佐 藤 家 一	教 育 委 員 会 総 務 課 長	佐 藤 文 一
管 理 課 長	長 谷 川 勲		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成18年6月16日(金曜日)午前10時開議

- 第1 議案第88号 平成18年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第4号)
- 第2 議案第89号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第90号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第91号 にかほ市児童館条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第92号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第6 議案第93号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第7 議案第94号 市道路線の廃止について
- 第8 議案第95号 市道路線の認定について
- 第9 議案第96号 損害賠償の額を定めることについて
- 第10 議案第97号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第2号)
- 第11 議案第98号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第12 議案第99号 象潟中学校体育館改修工事(建築本体)請負契約の締結について
- 第13 陳情第3号 武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に対する陳情
- 第14 陳情第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書
- 第15 陳情第5号 違法伐採問題への対応強化を求める陳情書の提出について
- 第16 陳情第6号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書
- 第17 陳情第7号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」陳情書
- 第18 陳情第8号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書
- 第19 陳情第9号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情
- 第20 議提第7号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について
- 第21 議提第8号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出について
- 第22 議提第9号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について
- 第23 議提第10号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書の提出について

て

- 第24 議提第11号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書の提出について
- 第25 議提第12号 議会広報編集委員会及び議会運営委員会の調査等に関する決議について
- 第26 委員会の閉会中の継続審査の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めた者の名簿は、お手元に配付のとおりでございます。

これから本日の会議を開きます。

ただいまより一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時01分 休 憩

平成18年度一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23名)

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補	佐藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

説明員

市長	横山忠長	助役	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	須田正彦	市民部長	池田史郎
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	岩井敏一
建設部長	金子則之	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	高橋誠
総務部総務課長	齋藤隆一	財政課長	佐藤好文
税務課長	森鉄也	収入役室長	齋藤乃里子
市民課長	木内利雄	観光課長	長谷山良

建設課長 佐藤 家一
管理課長 長谷川 勲

教育委員会総務課長 佐藤 文一

平成18年度一般会計予算特別委員会審議日程

- 第1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第97号）
第2 討 論
第3 採 決

午前10時01分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は23名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

各小委員会の審査の結果の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。4番池田好隆総務小委員長。

【総務小委員長（4番池田好隆君）登壇】

総務小委員長（池田好隆君） おはようございます。

議案第97号一般会計予算特別総務小委員会、当委員会に属する歳入歳出につきまして主な審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

最初に、歳入でございます。9ページでございます。

16款2項1目1目土地売払収入4,394万1,000円計上されております。これは説明あったかと思えますけれども、仁賀保町の平沢字平森2,358平米、これは非常に大きい金額でございますけれども、以下2件金浦飛地区それから大沢川の赤道、この3件の処分であります。

なお、平沢平森の処分につきましては、複数の民間企業者から購入希望があると。処分に当たっては公募、あるいは一般競争入札によりたい、こういう説明がございました。

17款1項1目1節一般寄附金として8,000万円計上されてございます。これも説明あったかと思えますけれども、TDKからの松林再生にかかるものでございます。

次、10ページ。19款1項1目1節繰越金でございます。今回2,616万2,000円措置されてございますが、これも説明あったかと思えますけれども、17年度の黒字見込み3億2,000万円の予定であると。現在財源保有として2億2,000万円程度あるとこういうふうな説明がございました。

歳出でございます。

11ページ、議会費でございます。1款1項1目11節需用費の消耗費でございます。作業服24万円計上されてございます。これは議案質疑の段階でも数名の議員から質問があったところでござい

ます。これについてもいろいろと意見を交換いたしました。公的な立場で現地調査、あるいは各種の大会、こういったものに参加する機会があるわけでございますけれども、そういった場合には、やはりにかほ市議員としての統一した被服で大会、あるいは諸会合に参加をするということは議会の品位、あるいは議会としてのひとつの考え方として必要なことではないかと、こういうふうな考え方でございました。

ただ、今回の計上につきましては、若干さきの質疑にもありましたけれども、お手盛りの嫌がないわけでもないというふうな御意見も若干出まして、職員にあるように被服貸与規定、こういったものも整備したらどうだろうと、それによってきちんとした形で被服の貸与を受けるというふうな形が望ましいのではないかと、こういうふうな意見が出されました。

次、一般管理費、2款1項1目11節の需用費、印刷製本費でございます。60万措置されてございます。これは事務報告書でございますが、合併前の4月から9月については旧3町の形でつくると。それから10月から3月まではにかほ市としてつくると、こういった4部編成になるようでございます。議会の議決後、準備行為はやっていると思っておりますけれども、9月ごろまでに完成し、9月の議会にはできれば配付をしたいというふうな説明がございました。

次、財政管理費でございます。2款1項2目25節の積立金でございます。これは歳入との絡みが出てきますけれども、TDKから御寄附いただいた8,000万円、これをとりあえず財政調整基金に積み立てをするとこういう予算でございます。

次、財産管理費2款1項4目の17節公有財産購入費3,589万9,000円措置されてございます。これも歳入との絡みが出てきますけれども、国道7号沿いの土地を旧仁賀保町において、将来の国体の駐車場用地として先行取得したと。これが状況が変わりまして、駐車場の計画がなくなったというふうなことでございます。民間からの引き合いもあるので処分したいということでございますが、この項目はつまり土地開発基金で用地を先行取得しているために、土地開発基金から買い取りをする、そういう歳出の費用でございます。3,589万9,000円でございます。

次、14ページ、災害対策の関係がでございます。9款1項5目20節扶助費に30万措置してございますが、これは説明があったとおり5月に3件の火災が発生し、交付要綱によって罹災者に見舞金を支給する。既定予算では不足するので不足した部分、あるいは今後の予定も含めて補正をするということでございます。30万でございます。

主なものは以上説明したとおりでございます。

当委員会に関する部分につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

以上でございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。13番菊地衛教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生小委員長（菊地衛君） おはようございます。

去る6月13日当教育民生予算特別小委員会に付託になりました案件の審査が終わっておりますので、その報告をいたしたいと思っております。

議案第97号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項について全員の賛成により可決いたしております。

若干審査の内容について申し上げます。

児童手当について、歳入は三位一体の改革により国と地方の負担割合が2対1から1対2に変わり、その財源不足を児童手当特別交付金、いわゆる一般財源になったこと。歳出は、支給対象年齢が小学校3年終了時から小学校終了前いわゆる6年生までということになりました。

そして、所得制限の緩和が大きな改正点で、社会福祉費においても障害者自立支援法等の改正により、委員会では市の事務量、財政負担の増を懸念する意見がありました。

小学校、中学校の臨時雇用賃金は、市の当初予算にもあったわけですが、不足が生じるということで6校9名分の計上で、校長や担任の先生との綿密な協議打ち合わせのもとで、あくまでも対象児童のサポートという職務のようであります。

象潟小学校グラウンドフェンス改修工事については、一般質問の答弁のとおりですが、委員会では現場を踏査し、土台部分のすき間等について対策を申し述べております。

また、白瀬記念館の臨時雇用賃金についても一般質問で当局が答えておりますが、委員会でもその内情について審査し、事務所の管理統括、チケット販売、オーロラ上映等々一時期に数人は必要という場面があるので、今回は新規に公募により常時2名の臨時職員がいる体制にするものであります。

以上で報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。5番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（5番宮崎信一君）登壇】

産業建設小委員長（宮崎信一君） おはようございます。

平成18年6月13日付託の案件につきまして、審査が終わりましたので御報告いたします。

産建特別小委員会に付託されました議案第97号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）産業部に関する事項につきましては、全員の賛成により可決しております。

審査の内容について若干御報告申し上げます。

歳出においては、13ページ6款農林水産業費中1項3目農業振興費13節の200万円に関しては、歳出で県より100万円の補助がありまして、それに市のほうでかさ上げして200万円の補助という

こととございます。内容につきましては、こちら百彩館の加工販売のための工場建設費用ということとで500万円の予算のうちJA秋田しんせいが50万円、そして協議会が250万円、そして市のほうから200万円ということとで合わせて500万円の予算で建てるということとでございます。

続きまして、14ページ2項林業費中1項22節250万3,000円に関しましては、林道太郎ヶ台線の立木補償として杉806本、雑木43本分でございます。

7款商工費2項2目11節の48万3,000円につきましては、ひばり荘に展示してあります風車のブレードの修理に29万8,000円、そしてまたひばり荘内に設置してあります風力発電のパネルモニターの修理に18万5,000円ということとでございます。

以上で報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりました。産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 小委員長に1点だけお伺いします。

13ページの農業振興費の500万円の予算ということとで200万円補助ということとで計上されておりますけれども、百彩館で加工所の建設ということとでございますけれども、その加工所でどのようなものをつくって、その販路は一般消費者に向けてのものなのか、それとも町外に販路を求めて加工して売るといふそういう方針なのか、その辺も審査されましたらお聞かせいただきたいと思っております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（宮崎信一君） お答えいたします。

私どもが聞いた範囲内では、地場産物の加工品をその場でということとで、百彩館の特性上、どこかに持っていくという形ではなく、その場で販売したいというために加工場を今の建物の後ろのほうに8坪というふうにとっております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第97号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） これで議案第97号に対する討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第97号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立多数です。したがって、議案第97号平成18年度に

かほ市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会いたします。

午前 10 時 19 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前 10 時 21 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、議案第 88 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）から日程第 12、議案第 99 号象潟中学校体育館改築工事（建設本体）請負契約の締結についてまでの議案 12 件、日程第 13、陳情第 3 号武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に対する陳情から日程第 19、陳情第 9 号住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情までの 7 件、計 19 件を一括議題といたします。

これより各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。4 番池田好隆総務常任委員長。

【総務常任委員長（4 番池田好隆君）登壇】

総務常任委員長（池田好隆君） 当総務常任委員会に付託になりました議案 3 件、陳情 5 件について委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議案でございます。

議案第 89 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

当条例は、三位一体改革の一環として国から地方への 3 兆円規模の税源移譲、その実施にかかわるものでございます。説明あったかと思えますけれども、所得税から個人住民税の本格的な移譲の実施、あるいは定率減税の廃止、それにあわせて法人関連への税制、土地住宅税制、あるいは酒税、たばこ税等について所要の措置を講じたものでございます。

これも説明あったかと思えますけれども、再度委員会でも説明がございました。基本的には個人市民税と所得税これを合わせた個人の税負担これは極力行わないように措置されておる、こういうふうな説明がございました。

詳細については、議案提出の段階でも説明資料で説明されたとおりでございます。また、委員会では再度税制改正に伴う影響額についても説明を受けたところでございます。

委員会で質問の出た 3 点について御報告申し上げたいと思います。

1 つは、税制の改正でございますけれども、すべからく国の税制改正にあわせて市税関係も必ずそれに従わなければならないのかどうか、こういうふうな御意見が出されました。これについては地方交付税、この辺の算定もでございます。そういうことから国の方針に従った形でやるのが適切だというふうな説明がなされました。

たばこ税についてであります。旧 3 級品とはどういうものかと、これは、わかば、しんせい、ゴールデンバットその他 6 種だとかこういう説明がございました。改正によって 1,600 万円ほどの上乗せが期待できるとこういうふうな説明もございました。

さらには「優良宅地」、これはどういうものかということが質問出ました。これは一定の要件を満たしているもので、県知事、あるいは市町村の認定を受けた宅地ということでございます。本市においても三光不動産の宅地分譲で 2、3 ヲ所こういった例が見受けられると、こういった説明がご

ございました。

議案第 89 号につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 92 号でございます。秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。

御承知のとおり、市町村合併により管理組合を組織する地方公共団体が、提案理由にもあるとおり 7 自治体から 3 自治体に減少したというものでございます。負担の問題も若干意見が出されました。この管理組合に対する負担については、旧 3 町の負担金、ほぼそれに近い額だということふうな説明がなされました。

これにつきましては、異議なく全員の賛成で可決に決しております。

次、議案第 96 号損害賠償の額を定めることについてであります。

これにつきましては、議案でも若干説明がありましたけれども、さらに突っ込んだ説明を求めたところであります。それによりますと、場所は武道島地内なんです、信号のない交差点であると。路面は凍結状態で降雪が約 5 センチ程度あったと、そういう状況下であったようでございます。さらには、この損害額の公費負担、これについても意見が出されました。これについては職務遂行上の事故であるので、負担については公費で負担するということ考え方が述べられております。

処分についても質問が出ました。処分規定あるわけでございますけれども、義務違反の程度が軽いために厳重注意処分にしたと、こういう説明がございました。

これを受けまして、いろいろ議論あったわけでございますが、3 点ばかり強い意見が出されました。

第 1 点は、事故発生、これは 18 年 1 月 24 日でございます。それから今までではちょっと対応が遅いのではないかということが第 1 点でございます。

第 2 点は、運転手という専門職の事故でございます。状況の悪さ、これ若干あるようでございますが、この事故割合といいますか、85 対 15 ということでございます。この辺から見た場合、処分が少し甘過ぎないかというのが第 2 点でございます。

第 3 点は、この提出する議案の内容でございます。事故の内容が議案に付されておりますけれども、もう少し詳しく記載すべきでないかということ。さらには、この当事者については相手方の氏名は出ておりますけれども、市側の、つまり当事者の氏名公表はなされていない。これは片手落ちでないかということふうなことから議案の内容についても見直す必要があるのではないかと。

以上、強いたいま申し上げました 3 つの意見が出されましたことを申し添えたいと思います。

表決につきましては、全員の賛成で可決に決しております。

次、陳情でございます。

陳情第 3 号武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に関する陳情でございます。これは秋田県高等学校教職員組合内の代表風間さんほかからのものでございます。

陳情提出月日の関係で 3 月定例会では審議できなかったものであります。御承知のとおり、3 月議会ではにかほ市国民保護本部及び緊急対処事態対策本部条例並びににかほ市国民保護協議会条例、これがたくさんの議論ありましたけれども、賛成多数で可決されております。この段階でも市の考

え方が述べられたわけでございますけれども、あくまでも市民の安心・安全を守ることを基本としての条例制定であると。18年度中に協議会を立ち上げたい、こういうふうな市の考え方も述べられております。

これにつきましては、当委員会では全員の一致で不採択に決しております。

次、陳情第4号でございます。出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情でございます。秋田県司法書士会ほかからの陳情でございます。

願意とするところは、市民が安全に生活できる消費者信用市場の構築、さらには多重債務問題の抜本的解決、この辺が大きな願意のねらいだようでございます。

そこで3点陳情要旨が述べられております。

1つは、出資法第5条の上限金利、これは29.2%だようでございますが、これを利息制限法第1条の金利、これは15%から20%だようでございます。つまり利息制限法の規定による金利まで引き下げてほしいというのが第1点。

第2点は、貸金業規制法43条のみなし弁済というのがあるようでございますが、この金利は25%から29%、これが通例だようでございます。これを撤廃してほしいというものでございます。

第3点、出資法における日掛け金融、あるいは電話担保金融、これは金利が54.75%と大変な高利だようでございます。こういった特例金利、これを廃止してほしいと。いろいろ書いておりますけれども、願意とするところはこの3点だようでございます。

当陳情につきましては、願意妥当と全員の賛成で採択に決しております。

次、陳情第6号でございます。

これは陳情の相手方がかわっております。労働者の立場と言いますか、秋田県労働者福祉協議会、あるいは本荘由利地区労働者福祉協議会からの陳情でございますが、趣旨はこの陳情第4号と全く同一でございます。

その結果、陳情第6号につきましても願意妥当と全員の賛成で採択に決しております。

次、陳情第8号でございます。地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情であります。

これは自治労秋田県本部の代表の伊勢さんからのものもございますけれども、御承知のとおり、地方交付税制度の改革の加速、あるいは6兆減可能だと、こういった所管大臣の意向が示されている昨今であるということが願意にも述べられております。

そこで、地方公共団体の財源保障機能、こういったものを持つのが地方交付税制度でございますけれども、この制度は堅持してほしいし、さらには充実してほしいというのが願意でございます。

これにつきましては、願意妥当と全員の賛成で採択に決しております。

次、陳情第9号、住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情でございます。

これは、秋田県労働組合総連合議長の日野さんからのものもございます。これも文面に出てまいりますけれども、経済財政諮問会議では毎年閣議決定によって「骨太の方針」、これを示しております。大変厳しい内容が続くわけでございますけれども、願意とするところは3点であります。

公共サービスの拡充に向けた予算編成、これをしっかりやってほしいということが第1点。

第2点は、公共サービスの改善や水準の維持のための必要な要員、これは国において確保してほしいということが第2点であります。

第3点は、地方切り捨てにつながる地方財政、あるいは交付税の改革、こういったものは行わないでほしいと。

以上3点が願意の主なものでございます。

陳情第9号につきましては、願意妥当であるということで全員の賛成で採択に決しております。

以上でございます。

議長(竹内睦夫君) 報告が終わりましたので、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

— 16番竹内賢議員。

16番(竹内賢君) 議案第89号にかほ市税条例の一部を改正する条例の中でいろいろな論議をされたという話で、いわゆる所得税と地方税の関係で配慮がされているという話が委員会の中でされたという、これは恐らく当局側からの説明だったと思うんですが、じゃ、例えば所得税が今までは195万円以下というものに対してはないわけですよ。これが5%。それから個人住民税についても200万円までが5%が今度は一律10%と。いわゆる低所得者層に対する課税が極めて厳しくなったと。そういうものについてどういう救済措置というか、ないわけですよ。それがまるっきりはね返ってきて、今、サラリーマンというか、そういうのは正職員が非常に少なくなって、そしてパートとか、あるいは派遣労働とかそういうものに偏ってきていると。片一方の大企業は、銀行も含めて、銀行の場合は公費を使っていたわけですけども、多いにもうけをしていると。そして低所得者層に非常に社会的な構造の中でも、あるいは大きな国の政治の中でも、あるいは企業という立場の中でもしわ寄せがいつていると、そういう税制改正になっているわけですよ。それは税制改悪です。特に低所得者にとっては。

そういうものについてどういう論議がされたのか、審査がされたのか。その人方に対してどういう気持ちを持っているのか、議会として委員会としてされたのか伺いたいと思います。

議長(竹内睦夫君) 総務常任委員長。

総務常任委員長(池田好隆君) 議案第89号関係でございますけれども、答弁いたします。

先ほど説明申し上げましたとおり、影響額、これについても別添の資料で報告をいただいております。全般的には先ほど申し上げましたとおり、個人負担という面では市民税と所得税、それを合わせたものについては極力変わらないようにと、こういう措置でございますけれども、市民税だけをとった場合どうなのかというふうなこともいろいろ質問がされました。

御承知のとおり、税率が累進税率から比例税率、こういうふうに移行しております。そういうことから、例えば徴収率の関係、そういった関係では市が財政としてマイナス要因そういうものもあるのではないかとそういう懸念もあるというふうな説明もされております。

全般的に先ほど申し上げましたとおり、ねらいとするところは税負担が極力変わらないようにとすることですので、それなりの試算はしておりますけれども、影響額の全体についての把握と言いますか、総額についての把握、これについては説明は受けておりますけれども、影響のない部分

もあると、それから若干の影響のある部分もあるというふうな説明で、特に全体的なものについての審査、これは特別行っておりません。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 私も回りくどい言い方をしたかもわかりませんが、端的にお聞きしますけれども、いわゆる200万円以下とかそういう人方に対して、今までは標準税率5%、これが今度10%になるわけですね。いわゆる県民税と市町村民税を合わせて。今までは5%が今度5%プラスになるわけですから、そういうものについて委員会として、所得の少ない人方に対してどういう扱いをしたらいいかというところまでそういう話がされてなかったんですか。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（池田好隆君） 全体的なお話につきましては、影響額ということで御説明受けいろいろ意見がありましたけれども、そういった個別の問題についての審査はしませんでした。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。菊地衛教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（13番菊地衛君）登壇】

教育民生常任委員長（菊地衛君） 去る6月13日、当教育民生常任委員会に付託になりました3件の案件の審査を終了しておりますのでその報告を申し上げます。

議案第90号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、賛成多数で可決をいたしております。

議案第91号にかほ市児童館条例の一部を改正する条例について、議案第99号象潟中学校体育館改築工事（建築本体）請負契約の締結について、2件は全員の賛成で可決をいたしております。

若干審査の内容について申し上げたいと思います。

議案第90号につきましては、詳しい資料説明が配付されておりますが、国民健康保険法、地方税法改正による改正と、不均一課税になっている旧3町の金浦地区の国保運営に支障を来すという点と、それに平成20年の統一に向けてという内容が包含されたような改正で、国保においては仁賀保地区が横ばい、金浦地区が大幅な増加、象潟地区がやや減少という状況で、介護分もあわせて統一まで国保会計を維持していくためのものと理解をしております。

委員からは、税改正と金浦地区の問題や統一に向けた作業は別々にしないと混乱するとの意見が出され、確かに不均一、不統一はわかりにくい内容でしたが、国保運営協議会等での協議も経てということでの提案のようで、それでも今回の条例の改正で多少なりとも整理された点があると思っております。

今回の改正で懸念された点は、税の改正、地域負担の見直しによる負担増、とりわけ国保制度に対する国の責任、医療制度改革法案成立による高齢者の負担がふえていくということでありました。

議案第91号は、本会議で説明のあったとおりですが、現在、大竹児童館は市の倉庫として、前川児童館は一部遊戯室があるものの週2回程度の割合で水産加工施設として利用されているようです。

若葉児童館は、水岡自治会館として集落で管理しているようであります。

委員からは、条例にある児童に健全な遊び場を与え、その情操を豊かにするためという目的に沿って市の政策としての児童館の位置づけを明確にし、子育て支援、学童保育、児童生徒の健全育成など子供たちを取り巻くあらゆる視点から子供の居場所づくりは今後も必要性は増大するであろうとの意見が出され、当局においても調査研究するとの回答を得ております。

議案第 99 号は、本年 1 月 31 日の全員協議会と 3 月定例会で函面等の提示、説明があり、そして本会議でも詳しい説明があったとおりですが、委員会での説明、質疑の内容を申し上げますと、構造は鉄筋コンクリート一部鉄骨づくり、工期は平成 19 年 3 月 15 日までとなっているようです。また、当初計画では 1,600 平米の広さでしたが、今回の実施計画では約 40%増の 2,247 平米となり、バスケットボール 2 面、バレーボール 2 面、ソフトテニス 2 面、バドミントン 6 面がとれるようです。

なお、校舎本体については 7 月ごろの内示を目指し、教育委員会でも鋭意取り組んでいるようであります。

以上報告といたします。

議長（竹内睦夫君） 報告が終わりましたので、これから教育民生常任委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。5 番産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（5 番宮崎信一君）登壇】

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 産業建設常任委員会に付託されました案件の審査が終わりましたので御報告いたします。

議案第 93 号にかほ市公の施設の指定管理者の指定について、議案第 94 号市道路線の廃止について、議案第 95 号市道路線の認定について、議案第 98 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、いずれも全員の賛成により可決しております。

陳情第 5 号違法伐採問題への対応強化を求める陳情書の提出について、全員の賛成により採択しております。

陳情第 7 号「ずさんな米国産牛の輸入に抗議し、BSE の万全な対策を求める」陳情書に関しましては、全員の賛成により継続審査となっております。

審査の内容を若干御報告させていただきます。

議案第 93 号につきましては、本会議でもかなりの質疑がありまして、また違う角度からいろいろな意見が出ました。本質といたしまして、本年の 9 月 2 日以降、委託業務から直轄または指定管理を指定する条例により提案されたものであります。

指定期間が 4 年 8 ヶ月に定めた理由はということであるいろいろ調べた結果、3 年から 5 年が適当だと考え、指定機関全体にわたる基本協定と年度ごとの協定を交わし、その中でいかに民間に近い利益や質の高いサービスを提供できるか検討していきたいという報告を受けております。

また、市の投資によりできた会社でございますので、いきなり民間のほうには開放できなかったというふうに説明を受けております。これは本会議でも出たことでございます。

なお、協定書作成についてはコンサルタント会社株式会社プランニングメイサーの指導を受け、6月末までにまとめたい考えであると。また、指導内容につきましては、経営改善、経営の調査・分析、技術的対応等というふうに伺っております。それを受けて協定書の策定に入ると。それがそのまま7月ぐらいで協定書を策定したいというふうに伺っております。

また、両施設の現場の組織についても若干説明をいただきまして、象潟ねむの丘につきましては、6月1日現在理事長あわせまして52名の正職・臨時・パートでの営業ということでございます。また、にかほ市温泉保養センターはまなすにつきましては、社長以下これも同じく6月1日現在34名で営業しているということでございます。

本会議でも出ておりましたが、委員からも今後の協定内容がちょっと不透明であると、いわゆる6月末までということでは我々にはどういう形で公開になるのか。また、議会に対する説明等、経営の内容等、情報公開をどういうふうな形にするのかというふうに意見がありましたが、これも本会議等で市長が若干の説明をしていることでございます。

続きまして、議案第94号市道路線の廃止につきましてですが、これは95号と兼ね合いがございますが、いわゆる95号の市道の認定に伴いまして旧道金浦・大竹線3,202.4メートルを廃止するものであります。

議案第95号につきましては、道路改良によりまして新旧道を認定するものでありまして、金浦・大竹線につきましては3,182.4メートル、うち1,110メートルにつきましては12メートルの幅員でございますが、距離の長いほうの幅員が5.5メートルであるため、案内図式には5.5メートルというふうに記載されております。また、旧道につきましても、生活道路、また、作業小屋に通じる道路というために取り付けをしておりますので認定をするというものであります。

立居地・境線につきましては、県より市に移管するという道路であります。残りの4路線につきましては、宅地開発により市に寄贈になりそちらを認定するものでございます。

続きまして、議案第98号につきましては、7ページ2款1項1目下水道事業費の中で15節の工事請負費の減となっておりますが、こちらは19節のほうの負担金補助及び交付金のほうへ組み替えしたものでございます。JR東日本との鉄道横断工事の工事費が負担金に変わったものでありまして、延長が30メートル、500ミリの管を通すということございました。その中に下水管200ミリと水道の75ミリの管を通すということがございます。

それから続きまして、陳情の第5号につきましては、願意が全員がやはり地球温暖化に向けまして、委員の中からも当然違法伐採はいけないという、そういうことございまして、全員の賛成により採択をしております。

陳情7号につきましては、先ほどの新聞にも出ておりましたが、政府も意見交換等を終了したようでございますが、まだまだ消費者の間には依然として安全性に対する不信感が根強く、その中で輸入再開の進める政府には国民の理解を得られるのか不透明でもございますし、今後の調査をまちまして、まだまだうちの委員会としても継続的な審査をしていきたいというふうに決してお

ります。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） 報告が終わりましたので、産業建設常任委員長に対する質疑を許します。

－ 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 陳情第 7 号、全員の賛成で継続というふうになり、今の委員長の報告といわゆる審査内容と結論がちょっと矛盾するんじゃないかと。というのは、今、政府は全国各地で消費者との説明会というか、意見を交換するとか、そういう会議を開いているわけですね。そして、政府自身がこの米国産牛肉の輸入をしようという結論を出そうというときに、継続審査をするということは、せっかく出された陳情の趣旨に対して、私たちの議会が間に合わないような形になるんじゃないですか、9 月議会になるわけですから、これは、そういう時期的なものを含めて、委員の皆さんがせっかく消費者の立場に立った意見がやられている内容が、継続審査ということについてはもっといろんな意見があったんじゃないですか。その辺をもう少し詳しく聞かせていただきたいと思うわけです。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） お答えをいたします。確かに、米国産牛肉の不安定要素という意見も出ました。それに引き換え、逆に安全性が認められれば、それで助かるといえば変ですが、そういう方もあるというそういう意見もあります。その中で、例えば、今現在、日本でアメリカのほうを調査する場所という施設に関して 35 ヲ所ございまして、これに関してもまだまだ調査しておりません。日本国内での意見交換会は先ほど終了したようでございますが、まだこれから米国内の施設の調査に入るわけでありまして。

実際その隣の韓国では施設調査の面で問題がありまして、また再開を延期しております。事実であります。そういう面からして、もう少しこれに関しては慎重に我々も審査をしていってよいのではないかとそういう意見がございまして継続審査とさせていただいたわけでありまして。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ありますか。 － 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 委員長の慎重な審査をするということの前提に立って、今までアメリカがとってきた態度と、それに対して日本政府がこの問題について態度をとって、そして再開してすぐ 3 ヲ月でだめになったわけでしょう。あるいはアメリカがやってきている検査のずさんさ、あるいはアメリカの場合は骨粉についても飼料として鳥とかそういうものに食べさせているという実態。そしてお隣の韓国がだめだよということでもたぶつとやめたわけですよ。そういう実態に対して、今求められているのは抗議する姿勢でしょ。BSE の万全な対策求める陳情ですから、それに対してきちっと応じるというのが議会としての姿勢だと思うんですが、それをずるずるずるずる延ばしたということは、消費者の皆さんから出された意見を封ずることになるような形になるというような意見はなかったんですか。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） そういう意見はございまして、いわゆるこれが再開、再開という形で恐らく新聞史上、またメディアの中から出てきたのがこれ 3 回目でないかなと思うん

です。いまだにやはり消費者間ではまだまだBSE問題というのは根強く残っているという形で、この中で確かにもうちょっと踏み込んだ形で、我々もいわゆるメディアからの情報しかないわけでありまして、これをもうちょっといただきながら、例えば35カ所のうちの何カ所がだめでとか、何カ所がどうでとか、もしそういう話が出てくれば、またもうちょっと同じ反対でも例えばそういう形に持っていけるのかなと。なかなか踏み込んで我々がここで審査して、ここでこれについてどうのこうのと今やるよりはもうちょっと出てきてから、じゃ再開がいつごろになると間違いなく出てきてからじゃそれに関しては反対という形でもいいのではないかと。まだまるっきりこのメディアに出てきた限りでは、いついつという日にちも区切られてないわけでありまして。ですから、もうちょっと審査したいということでございます。

【1番（飯尾善紀君）「議長、休憩願います」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時59分 休 憩

午前11時02分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

日程第1から日程第19までの議事を継続いたします。

ほかに質疑ございませんか。 — 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 議案第93号について1点、当局の説明で平成19年以降指定管理料をとるといふようなそういう話が答弁があったんですが、その辺について委員会でどの程度審査したか。

それともう1点は、陳情7号の文面に括弧にトレーサビリティ制度というのがあって、この辺委員会で審査したか、この意味を教えてください。以上です。

議長（竹内睦夫君） 産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（宮崎信一君） 御答弁いたします。

指定管理料については、そこまではまだいわゆる6月末にコンサルができて7月中に協定書ということで協定書の中にそういう項目が入るかどうかが、そこまでは審査しておりません。それのたたき台が出てきておりませんので。

それから、トレーサビリティにつきましては、いわゆる牛の、牛のといいますが、国籍といいますが、本籍といいますが、場所、それからつくった方、どういうふうな飼料でどういう経路でどこに来たかというのが今バーコードで検索、いわゆるパソコンで検索しますと出てくるというそういう制度でございまして、昨年からは各食肉の販売、もしくは中間卸のところですべてその制度ができております。そういう制度であります。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

所用のため暫時休憩します。

午前 11 時 04 分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23 番山田明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23 番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 議案第 97 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）、賛成多数で可決しております。

議長（竹内睦夫君） これから予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで一般会計予算特別委員長の報告を終わります。

申し上げます。本案に対しては、竹内賢議員ほか 1 人からお手元に配付されております修正の動議が提出されております。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） 議案第 97 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正の動議を提出しました立場で説明をしたいと思っております。

この案について、やっぱりにかほ市がなぜ誕生したのか。市民の多くの皆さんは財政の問題を多く言っておりました。これからの財政を 3 町それぞれの単独の町村では大変だろうと。そういう説明をされた上で、住民の皆さんも合併しなければだめだと。そこをやはり私たちはきちんと踏まえなければならないと思っております。

したがって、幾ら小額であったとしても議員はこのことを忘れてはならないだろうと。先ほど総務委員長の説明の中でも多少お手盛りという話がありました。これまでも、これは合併前の話もあるわけですが、議員バッジの問題もありました。議員バッジ、およそ 2,600 円、47 個ですか。これを合併予算の中から購入してそのままになっておりますし、あるいは市役所の石の看板にしても、期末手当の増にしても、市民の皆さんからはいろいろな批判があったわけです。このことを私たちはきちんと受けとめなければならないだろうと。まず市民を第一と考えた議会活動が必要だというふうにして思います。議員のお手盛りのな予算計上は慎むべきだと思います。

どうしても先ほどの委員長報告の中で、公務とか、あるいは小集会とか行く必要のあった場合は、これは議員がみずからの負担でみんなそろえようじゃないかと、こういう話もあってもいいんじゃないかと。そして、私の 10 年間の経験の中からも着用する機会というのは非常に少なかったわけです。まだぱんぱんと新しいです、10 年前に貸与されたものが。そういうことで、幾ら小さい額であっても襟を正さなければならないということは、襟を正すべきだと。

それから大きな問題は、この予算が計上されるに至った経過の中で、議員全体がそういう話を一回もしてないんです。これではやっぱりおかしいだろうと思います。

そして、委員長報告の中で被服貸与規定をつくってというような話までありますけれども、そこまでやる問題ではないだろうと、良識ある議員の皆さんですから。そうじゃなくて、必要なものは予算に要求するというか、計上してもらうことはいいわけですけども、その必要なものに、今のこの被服が当てはまるのかどうかと考えた場合、私は常識的に考えても今予算を計上する必要ないところというふうに思いますので、どうぞ皆さんこの点については予備費に入れるとそういう提案をしていますから、皆さんの良識を私はぜひひとつお願いしたいと思って提案説明にかえさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） これから修正の動議に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないものと認め、これで修正の動議に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

最初に、議案第 88 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 88 号の討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 全員の賛成でございます。したがって、議案第 88 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 89 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について反対の討論をします。

この議案の提案理由には、地方税等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、にかほ市税条例の一部を改正するものである、こういうふうにあります。このように小泉自民党・公明党政府の弱肉強食政策を進める構造改革の一環として出されていることは明らかです。先ほど総務委員長が市民税、住民税は極力負担が変わらないようにというふうに話しておりますけれども、内容はそうでもないというふうに見えます。

今回の市税条例改正ということで出されたものの中から主なものを挙げてみると、1 つとしては課税標準額に応じた 3 段階の所得割、3%、8%、10%だったものを一律 6%にすることで市民の

影響及び対象者が何と1万1,189人にも影響する。金額にして2億6,440万4,000円にもなる、こういうことです。

2つ目としては、条例改正による定率減税等の廃止関係では、'05年度平成17年度課税ベースでは市民約1万1,189人に影響する。金額は9,255万6,000円。'06年度平成18年度課税ベースで見ると市民1万1,815人が影響を受ける。金額にして4,770万8,000円もの負担増になるとされています。

モデルケースも出ていますけれども、年収500万円で夫婦子供2人の場合は1万8,000円、年収300万円の独身の人は1万7,000円の増、このようにされています。

この提案された中には、一方では株式等の譲渡や先物取引にかかわる課税の特例では税率の引き下げ、個人市民税はいずれも減税されています。このように、一般庶民には大增税なのに金持ちには減税です。

少し振り返ってみますと、1983年昭和58年までの所得税と住民税の最高税率というのは所得税75%、住民税18%合わせて93%であったわけです。仮に課税所得1億円があると仮定しますと、その税額というのは7,751万円。それが今では合わせて50%ということになって、これも課税所得1億円の場合を想定しますと、課税された税金というのは4,720万円というふうになって物すごい減額です。'83年と比べると3,000万円もの減税と、こういうふうになります。

今回の市税条例にもありましたけれども、株式配当への減税もあります。かつては株式配当は他の所得と合計し総合課税とされていたわけです。高額所得者では最高税率になりますので、例えばこれもその当時配当が1億円あったとすると5,000万円以上の税金を払っていたわけです。

ところが、'03年から株式配当はほかの所得と分ける。つまり、分離課税というふうにされて、所得税、住民税合わせて20%払えばいいという制度になりました。しかも5年間の臨時措置として10%とされたので、仮に1億円の配当があるとすれば1,000万円払えばよくなったということです。分離課税で10%というのは大変な優遇です。皆さん預貯金の金利を見ておわかりのとおり、庶民の銀行の預貯金に対しては、所得税、住民税合わせて20%です。これと比べれば極めて不公平な税制であるということがおわかりではないでしょうか。

また、大企業等に対する法人税率は86年度までは43.3%だったのが徐々に下げられ、'99年度に今の30%にまで下げられました。国税庁公表の'99年度から'02年度の4年間のデータで見ても、大企業の減税が86年度の税率と比べると約3兆円の減税となっています。

そのほか連結納税制度の導入、'03年度から研究開発減税もあります。IT投資減税と研究開発減税の2つで毎年1兆円以上の減税になると見込まれています。こうしたことを受けて大もうけをしているトヨタは、2,144億円もの減税になり、上位10社合計減税額は約7,000億円にも上ります。

また、最近報道されましたが、三菱、UFJなど大銀行6グループの純益が3兆円というふうに出ておりました。その法人税は幾らかという、これはゼロです。まさに弱肉強食、国民・庶民いじめの逆立ちしている税制ではないでしょうか。このようなやり方は変えなければならないと思います。

さて、本議案の提案については市当局の直接の責任はないわけですがけれども、内容は市民生活を

ますます困難に追いやるもので賛成できないことを表明して討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで議案第 89 号の討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決でございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数でございます。したがって、議案第 89 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） 議案第 90 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてですが、この条例は市民のためにいい面、そして必ずしもよいと言えない面があって、すべてに反対というわけではないわけで、気持ちとしては保留ということです。しかし、採決では賛成か反対しかありませんので、黙って座っているとどんな考えなのかということが不明だと思ってあえて考えを述べさせてもらいたいと思います。

議案中、反対の部分というのは国の地方税改悪にかかわるところです。これもいろいろ内容がありますが、3 つほど挙げてみますと、1 つ目としては、介護納付金にかかわる課税限度額が 8 万円から 9 万円になったと。その影響で本年度ベースで見ると、この影響が 202 世帯にも及ぶと。金額は 177 万円の増。

2 つ目として、公的年金等特別控除が 140 万から 120 万円にされたと。この影響でこれも本年度ベースで影響及ぶのが 107 世帯、235 万円。これが本年度ベースになると世帯数がふえて 155 世帯 340 万円の負担増になるというふうになります。

3 つ目としては、所得割額の特別控除関係で 65 歳以上の人が本年度ベースでは 1,249 人、金額にして 754 万円の負担増です。これが 1 人当たりでは 6,000 円になるというふうにされております。来年度ベースで見ると人数がちょっとふえまして 1,274 人で、金額が 1,390 万円というふうになって、1 人当たり 1 万 900 円の負担増になると、こういうふうになっています。

この影響及ぶ人数というのは、被保険者の約 24%つまり 4 人に 1 人がこの影響を受けるといことになります。また、これまでの流れを見ますと、国保への国庫負担は 45%という時期もあったわけです。これが 1984 年 38.5%に引き下げられました。これで国保の財政基盤が危うくなってきた

と、そういうふうには追い込まれてきているわけです。

いろいろ問題になっていますが、2000年4月からは国保税を滞納すると資格証明書の発行を市町村に義務づけるという大変なペナルティーも押しつけられてきています。このような国のやり方には反対です。

しかし、市の担当がいろいろ苦労しながら今回国保事業の適正な運営のために行った各地域ごとの税率改正などは、問題を含みながらも反対とは言えないというふうに思っています。金浦地域の国保税引き上げ、象潟地区の引き下げ、仁賀保地区の一部引き上げなどは、地区ごとのこれまでの財政状況や保険給付費などの動きなど総合的に判断されており、統一へ向けての見通しを持ちながらの改正だと言えます。こういう面では、当局は大変な、担当者は大変な御苦労だったと推察しています。

さて、先ほどちょっと一部委員長の報告の中にもありましたが、この14日には高齢者の患者への負担増を初め国民にさらなる痛みを押しつける医療改悪法が自民党、公明党の賛成多数で可決成立しました。この改悪案による負担増、入院患者の追い出しにつながる療養病床の削減、混合診療の拡大など国民皆保険の基盤を掘り崩す内容がメジロ押しです。国民・患者の医療を受ける権利、憲法25条に明記された生存権を破壊するものと言えるのではないのでしょうか。

今回の改悪は、公的保険からの医療給付費を抑制することによって企業の社会保険料負担を軽減し、保険外診療の拡大で民間保険の市場を拡大したいという日本とアメリカの財界・大企業の要求を色濃く反映したものとも言えると思います。こういう制度で一時的には医療費が抑制されるかもしれませんが、後では逆に医療費がふえる、その上滞納もふえて国保が立ち行かなくなるということも懸念されます。

全国市長会でも国保加入者の保険料負担率は限界に達しているとし、一般会計から国保特別会計への繰り入れに対する財政措置等国保の財政基盤の強化のための抜本的な対策を緊急に講ずることなどをこの6月8日に決議しています。

政府は、国民の福祉、社会保障医療費にこそ力を入れるべきですが、そうなっていません。私は国の国保、医療政策に反対し、本議案には座っている態度であるということをつけ加えて討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ないものと認め、これで議案第90号の討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第 90 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号にかほ市児童館条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、討論なしと認めます。これで議案第 91 号の討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 91 号にかほ市児童館条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、議案第 92 号に対する討論を終わります。

これから議案第 92 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 92 号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 93 号の討論を終わります。

これから議案第 93 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数でございます。したがって、議案第 93 号にかほ市公の施設の指定管理者の指定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号市道路線の廃止についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 94 号の討論を終わります。

これから議案第 94 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 94 号市道路線の廃止については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、討論なしと認めます。これで議案第 95 号の討論を終わります。

これから議案第 95 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 95 号市道路線の認定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 96 号の討論を終わります。

これから議案第 96 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 96 号損害賠償の額を定めることについては委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第 97 号の討論を終わります。

これから議案第 97 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

まず最初に、本案に対する竹内賢議員外 1 人から提出された修正案について起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数でございます。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決をします。原案に賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数でございます。したがって、議案第 97 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 98 号の討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 98 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号象潟中学校体育館改築工事（建築本体）請負契約の締結についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 99 号の討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第 99 号象潟中学校体育館改築工事（建築本体）請負契約の締結については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 3 号武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に対する陳情の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ないものと認め、これで陳情第 3 号の討論を終わります。

これから陳情第 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択でございます。この陳情第 3 号を採択することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立少数でございます。したがって、陳情第3号武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に対する陳情は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第4号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書の討論を省略したいと思います。これを御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって陳情第4号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第5号違法伐採問題への対応強化を求める陳情書についての討論を省略したいと思います。これを御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。よって、討論なしと認め、これで陳情第5号の討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択でございます。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、陳情第5号違法伐採問題への対応強化を求める陳情書の提出については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第6号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書の討論を省略したいと思います。これを御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第6号の討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、陳情第6号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第7号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める陳情書の

討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議あり」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論ございますか。 — 22番佐々木正巳議員。

【22番（佐々木正巳君）登壇】

22番（佐々木正巳君） 委員長は継続審査ということでしたが、私はこれに採択することを賛成いたします。というのは、今のところ国の政策そのものはまだ流動的ですが、一般国民並びに市民の感覚は、当然危ないものはだめだよというのが当たり前であります。当議会も内容的に採択するに何ら問題はないと思いますので、継続審査というのは当たらないというふうに思います。原案に賛成いたします。

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで陳情第7号の討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は継続審査でございます。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数でございます。したがって、陳情第7号「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める陳情書は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第8号地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書の討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第8号の討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、陳情第8号地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情の討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第9号の討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、陳情第9号住民の暮らしを守り、公

共サービス拡充を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 55 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

11 番佐々木弘志議員より、不幸のため葬儀出席により早退の届け出が出ておりますのでこれを許可しております。

日程第 20、議提第 7 号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出から日程第 25、議提第 12 号議会広報編集委員会及び議会運営委員会の調査等に関する決議についてまでの 6 件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。議提第 7 号について、4 番池田好隆議員の説明を求めます。4 番池田好隆議員。

【4 番（池田好隆君）登壇】

4 番（池田好隆君） 議提の第 7 号でございます。出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出であります。

提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく佐々木正明、同じく佐々木清勝、同じく榊原均、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己。

提出先は、衆議院議長河野洋平様以下記載のとおりであります。

内容は、記載のとおりでありますので御一読をいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 7 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 7 号の質疑を終わります。

これから議提第 7 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。

これより議提第 7 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議提第 7 号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する

る法律」の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第8号について、5番宮崎信一議員の説明を求めます。5番宮崎信一議員。

【5番（宮崎信一君）登壇】

5番（宮崎信一君） 議提第8号違法伐採問題への対応強化を求める意見書。上記議案を皆様に配付のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

提出者、宮崎信一。賛成者、加藤照美、飯尾善紀、佐々木正勝、小川正文、佐々木平嗣、池田甚一、山田明。

提出先は、内閣総理大臣小泉純一郎外4名であります。

内容につきましては、皆様に配付してあります意見書（案）のとおりとなっております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議提第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第8号の質疑を終わります。

これから議提第8号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これより議提第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議提第8号違法伐採問題への対応強化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第9号及び議提第10号並びに議提第11号について、4番池田好隆議員の説明を求めます。4番池田好隆議員。

【4番（池田好隆君）登壇】

4番（池田好隆君） 議提の第9号でございます。出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書を会議規則によって提出するものであります。

提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく佐々木正明、同じく佐々木清勝、同じく榊原均、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己。

提出先は、裏面記載のとおり、衆議院議長河野洋平様以下であります。

内容等につきましても記載のとおりでございます。よろしく願い申し上げます。

次、議提第10号でございます。地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書の提出であります。会議規則第14条の規定によって提出するものでございます。

提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、以下佐々木正明、佐々木清勝、榊原均、斎藤修市、佐々木正己、以上でございます。

提出先は、内閣総理大臣小泉純一郎様外でございます。

意見書の案は、記載のとおりでございます。御一読いただきたいと思っております。よろしく願い申

し上げます。

次、議提第 11 号住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書の提出でございます。会議規則第 14 条によるものでございます。

提出者、にかほ市議会議員池田好隆。賛成者、にかほ市議会議員佐々木弘志、同じく佐々木正明、同じく佐々木清勝、同じく榊原均、同じく斎藤修市、同じく佐々木正己でございます。

提出先は、内閣総理大臣小泉純一郎様でございます。

意見書の案は、記載のとおりでございます。御一読をいただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これより議提第 9 号及び議提第 10 号並びに議提第 11 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから議提第 9 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議提第 9 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 9 号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 10 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議提第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議提第 10 号地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書の提出については原案のとおり可決されました。

次に、議提第 11 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第 11 号の討論を終結します。

これから議提第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議提第 11 号住民の暮らしを守り、公

共サービス拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 12 号について、3 番市川雄次議員の説明を求めます。3 番市川雄次議員。

【3 番（市川雄次君）登壇】

3 番（市川雄次君） 議提第 12 号です。議会広報編集委員会及び議会運営委員会の調査等に関する決議について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提出者は、市川雄次。賛成者は、佐々木正己、飯尾善紀、池田好隆、宮崎信一、菊地衛、山田明です。

内容につきましては、以前お話にありましたとおり、閉会中に議会広報編集委員会及び議会運営委員会を開催するということについての決議になります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 12 号の提案説明に対する質疑を行います。 — 15 番榊原均議員。

15 番（榊原均君） 提出者に 1 点だけ御質問させていただきますけれども、各常任委員会の任期は 2 年なんですけれども、期間が 4 年という、22 年の 4 月 30 日までということでありますけれども、この辺のところをちょっと説明していただきたいと。

議長（竹内睦夫君） 市川雄次議員。

【3 番（市川雄次君）登壇】

3 番（市川雄次君） 前回の話の中でもそのことは出たと思います。そのときの内容に基づいてのお答えになりますけれども、任期は確かに 2 年ですけれども、議会広報編集委員会と議会運営委員会そのものの名称は変わりませんので、委員会組織が、人員は変わったとしても組織は一緒ですから 4 年間という形になっております。

議長（竹内睦夫君） 15 番榊原均議員。

15 番（榊原均君） 提案するという事は、一応責任を持ってやるということだと思います。ですから、私は当然任期 2 年間ということ責任を持ってやるということであれば理解できますけれども、次のページにあるやつが変わらないから云々ということではちょっと根拠が薄いのかなという感じがしますが、その辺のところもう一度御説明いただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 市川雄次議員。

【3 番（市川雄次君）登壇】

3 番（市川雄次君） 理由としましては、そういう解釈もあるかもしれませんが、理由としては先ほど言ったとおりの理由になります。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、議提第 12 号の質疑を終わります。

これから議提第 12 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、議提第 12 号の討論を終結します。

これから議提第 12 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議提第 12 号議会広報編集委員会及び議会運営委員会の調査等に関する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第 26、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

産業建設委員会委員長から目下委員会において審査中の事件について、会議規則第 102 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。産業建設委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、産業建設委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成 18 年第 4 回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後 1 時 16 分 閉 会